

令和 4 年 3 月吉日

事業主

加入者様 各位

MBK 連合健康保険組合

## 令和 4 年度 健康診断業務における変更のご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度の健康診断業務につきまして、下記の通り、内容を変更させていただきますのでご周知願います。

敬具

記

### 《生活習慣病健診について》

#### ◎利用者負担額の支払方法が変わります

利用者負担額は、受診日当日もしくは健診費用の支払と併せて契約健診機関へお支払いただきます。支払方法については、<表 1>の通りとなります。なお、被保険者の利用者負担額の徴収は、各事業所の運用に従いお取扱いください。

#### ◎被扶養者利用者負担額が変わります

被扶養者の利用者負担額が変更され、34 歳以下が 4,000 円、35 歳以上から無料となります。なお、被保険者および任意継続被保険者については、変更ございません。

#### ◎年齢別検査項目が変わります

定期健康診断項目のうち省略項目（身長・腹囲・胸部 X 線・貧血・肝機能・血糖・心電図）については、一律省略としてはならないとの厚労省通知に基づき、<表 2>のとおり、生活習慣病健診の検査項目を 5 コースから 2 コース（34 歳以下、35 歳以上）へ変更いたします。

#### ◎事業所と組合における健診費用負担割合を一律化します

定期健診費用相当額を明確にするため、事業所と組合の健診費用負担割合を一律とします。事業所負担は、各契約健診機関と組合が契約する、<表 2>35 歳以上『定期健診項目を含む基本項目』の契約料金の 57% を全年齢の一人当たり定期健康診断相当額とします。（34 歳以下と 35 歳以上の定期健診項目は同じ。）組合負担は、『定期健診項目を含む基本項目』の事業所負担を除く一部、胃がん検査、乳がん検査、前立腺がん検査の費用となります。なお、被保険者の利用者負担額は、これまで通り組合負担のがん検診等費用に係る一部負担と位置付けてお支払いいただきます。

なお、契約健診機関との契約料金については、1 月中旬頃から組合 HP で順次ご案内いたし

ます。

＜定期健康診断相当額（事業所負担額）と請求額について：計算例＞

35歳以上の契約料金 14,300円、34歳以下の契約料金 11,000円 の場合

※健診費用は消費税含む

①35歳以上の契約料金をベースに一人当たりの定期健康診断相当額を算出します。

$$14,300 \text{ 円} \times 57\% = 8,151 \text{ 円}$$

②定期健康診断相当額に利用者負担額を加算した額が一人当たり事業所請求額となります。

$$8,151 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} (\text{利用者負担額}) = \underline{10,651 \text{ 円}}$$

#### ◎一部の検査項目が廃止となります

35歳が実施する**肝炎検査**（HBs抗原検査、HCV抗体検査）および40歳以上の女性希望者に実施する**骨密度検査を廃止**します。肝炎検査や骨密度検査は、無料検査を実施している自治体等もあるため廃止とさせていただきます。

#### ◎二次健診費用補助が廃止となります

契約健診機関で二次健診を実施した場合は、その費用を全額組合で補助しておりますが、現在一部の契約健診機関でしか実施できておらず、受診者への不平等が生じているため、**費用補助を廃止**します。については、再検査や精密検査等の二次健診に該当した場合は、保険診療扱いとなります。

令和3年度中に受診した場合は、二次健診費用補助の対象になります。

#### ◎胃部内視鏡検査の費用が全額補助となります

胃部レントゲン検査から**胃部内視鏡検査**（経口・経鼻）に変更した場合、その費用を**全額補助**いたします。ただし、契約健診機関によっては、胃部内視鏡への変更ができない契約となる場合がありますのでご注意ください。

### 《他健診について》

#### ◎婦人健診の骨密度検査が廃止となります

生活習慣病健診と同様、40歳以上の女性希望者に実施している**骨密度検査を廃止**します。

#### ◎婦人健診の二次健診費用補助が廃止となります

生活習慣病健診と同様、**費用補助を廃止**します。

#### ◎日帰りドック・婦人健診の胃部内視鏡検査の費用が全額補助となります

生活習慣病健診と同様、**全額補助いたします**。

## 《運用に関する変更》

### ◎組合への申込方法が変わります

令和 4 年 4 月から「健康マイポータル」で生活習慣病健診の申込みが可能となります。よって、日帰りドック、婦人健診、生活習慣病健診の個人申込は、「健康マイポータル」から行っていただくよう加入者の方へご周知ください。  
事業所主体で生活習慣病健診を実施する場合は、これまで通り受診者名簿での申込となります。ただし、「健康マイポータル」をご利用できない従業員が居られる場合や事業所主体で日帰りドックを実施する場合等についても、個人情報の取扱いの同意が得られていれば事業所事務担当者が取り纏めて、受診者名簿で申込ができるようになります。

なお、受診者名簿については、【別添 1】のフォーマットに変更いたしますので、こちらを健診担当あて（[kenshin@mbk-rengo-kenpo.or.jp](mailto:kenshin@mbk-rengo-kenpo.or.jp)）へお送りください。名簿作成の注意事項については改めてご案内いたします。任意継続被保険者や被扶養者については、個人申込みとなりますので、これまで通り FAX の申請でも受付いたします。

### ◎利用通知書が廃止となります

令和 3 年度から実施している「健康マイポータル」への健診申込が周知され、令和 4 年度以降から生活習慣病健診の個人申込が可能となるため、各種健診の利用通知書を廃止とします。なお、個人情報の取扱いについて署名を必要としていましたが、健康マイポータル上で同意の確認を行うため不要となります。

### ◎従業員等の申込情報がWEBで確認することができます

被保険者や被扶養者の健診申込の状況は、令和 4 年 4 月に「健康マイポータル」の事業所担当者向けの管理画面で閲覧できるよう準備しております。管理画面では、個人申込だけでなく、受診者名簿でいただいた情報についても反映されて閲覧できるようになります。詳細については、令和 4 年 3 月頃ご案内いたします。

### ◎健診業務等に関する協定書を見直します

各種健診についての運用が見直しされますので、現在締結している協定書の変更が生じます。2 月頃を目途に新しい協定書をお送りいたしますのでご協力のほどよろしくお願ひいたします。

＜表 1＞

区分	利用者負担額	支払方法
被保険者（全年齢）	2,500 円	契約健診機関からの請求書に基づき定期健康診断の費用と併せて支払
被扶養者（34 歳以下）	4,000 円	医療機関の窓口へ支払
任意継続被保険者（34 歳以下）		
任意継続被保険者（35 歳以上）	7,000 円	医療機関の窓口へ支払
被扶養者（35 歳以上）	無料	—

<表2> 【生活習慣病健診 新コース】

○定期健診項目 ●健保補助項目 ■健保補助項目（希望制）

定期健診項目を含む基本項目		34歳以下	35歳以上
問診	既往歴（喫煙歴・服薬歴含む）、業務歴	○	○
	自覚症状・他覚症状	○	○
	問診22項目質問表	●	●
診察	理学的所見	○	○
身体計測	身長／体重／BMI	○	○
	腹囲	○	○
視力	矯正／裸眼	○	○
聴力	オージオメトリ（1000、4000Hz）	○	○
眼底	眼底		●
消化器	便潜血 二回法		●
循環器	血圧 収縮／拡張	○	○
	心電図 12誘導	○	○
呼吸器	胸部X線	○	○
尿検査	尿糖／尿蛋白	○	○
血液一般	血色素量／赤血球数	○	○
	ヘマトクリット	●	●
	白血球数	○	○
肝機能	GOT/GPT/γ-GTP	○	○
脂質	中性脂肪（TG）	○	○
	Tコレステロール	●	●
	HDLコレステロール	○	○
	LDLコレステロール	○	○
血糖	空腹時血糖（食後の場合は随時血糖）	○	○
	HbA1c	●	●
腎機能	クレアチニン	●	●
	eGFR	●	●
	尿酸	●	●
健保必須項目・選択項目		34歳以下	35歳以上
前立腺：男性	PSA（50歳以上）		●
消化器	胃部X線／胃カメラ	■希望制	●
乳がん：女性	超音波またはマンモグラフィー	■希望制	●

以上